



川越

2019年1月

農委スポット情報



◇地域農業者紹介◇

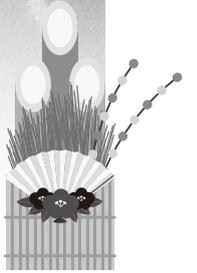
大東地区で荒幡洋一さんが経営するいもほり観光農園「あらはた園」を取材させていただきました。あらはた園では、毎年9月から11月までの間、サツマイモのいもほりなどが楽しめます。裏面に紹介記事を掲載しています。

主な内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| ◇農業委員会会長年頭のご挨拶……………2 | ◇川越市農業施策に関する意見書……………3 |
| ◇農政課からのお知らせ……………4 | ◇農地を相続した場合の届出……………5 |
| ◇農地改良についてのご願い……………5 | ◇農業者年金について……………5 |

年頭のご挨拶

川越市農業委員会 会長 石川 秀夫



新年明けましておめでとうございませう。皆様方には、日ごろより農業委員会活動への深いご理解とご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、2月に本市農業委員会も改正農業委員会法に基づく新体制となりました。農業委員17名、農地利用最適化推進委員16名の体制の下、新たに農業委員会の最も重要な業務として位置づけられた「農地等の利用の最適化の推進に関する事務」の3つの柱である「担

手への農地利用の集積・集約化」「遊休農地の発生防止・解消」「新規参入の促進」について両委員が一体となって取り組んでいるところではあります。

農業を取り巻く情勢に目を向けますと、「貿易自由化等を要因とする農作物価格の低下」「農業従事者の高齢化・担い手不足」「遊休農地の増大」「台風・大雪等の自然災害の増加」等厳しい状況が続いておりますが、本市農業をより一層魅力のある産業にするため、関係機関等との連携を密にし、委員一同、鋭意努力してまいります所存であります。

結びとなりますが、皆様のご繁栄を心からご祈念申し上げます。年頭のご挨拶とさせていただきます。

川越市食生活改善推進員協議会と

懇談会を開催

平成30年9月25日に、川越市北公民館において、川越市食生活改善推進員協議会20名と農業委員及び農地利用最適化推進委員27名との懇談会を開催いたしました。

当懇談会は、地域農業の振興

を図るため、各種団体の皆様から様々なご意見を伺い、本市農業施策に反映させるとともに、参加者と本市農業の現状を共有することを目的に実施しています。

懇談会で出された主な意見は次のとおりです。

○川越産の農産物をできるだけ使いたい。そのため、生産者は品質が良くて新鮮な農産物を提供すると同時に、もっとアピールを強化してほしい。

○消費者としては農産物の安全安心という部分についてとても気にしているものなので、農薬の使用は可能な限り抑えてほしい。

農業委員会では、今後も積極的に各種団体の方々と懇談会を実施してまいります。



活発な意見交換がなされた懇談会風景

優良農地の保全及び有効利用の 推進のための支援など25項目を要望

—平成31年度川越市における農地利用最適化の推進に係る施策等に関する意見書を提出—



平成30年11月7日に川合善明市長に「平成31年度川越市における農地利用最適化の推進に係る施策等に関する意見書」を提出しました。この意見書は、農業者の声を広く市政に反映させるために各地域の皆様のご代表である農業委員及び農地利用最適化推進委員から意見・要望を募り、平成30年10月25日開催の第416回川越市農業委員会総会において討議し、議決されたものです。

主な要望事項は以下のとおりです。

多面的機能支払交付金の活用について

農地は、単に食料を生産する役割のみならず、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しておりますが、農業従事者の高齢化等により、これまで地域の共同活動により支えられてきた多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。この多面的機能の適切な維持・発揮を図るために支払われる「多面的機能支払交付金」について、交付金の増額及び活用しやすい制度への見直しについて国及び県に対して働きかけをしていただきたい。また、多くの地域で活用されるよう、説明会等により周知していただきたい。

地産外消(商)について

地産地消とともに、首都圏等の大消費地に対して積極的な広報活動を展開する「地産外消(商)」といった取組も注目されています。都心から近いという強みを活かし、川越産農産物の消費拡大を図る取組を検討していただきたい。

GAPの制度周知及び取得支援について

GAPの実施は、生産管理や効率性の向上とともに農業者自身の経営意識の向上に繋がる効果があり、更には、農業人材の育成などにも有効とされています。今後、農業において求められる安全性、持続可能性への対応として重視されていますが、いまだ認知度は低い状況です。生産者及び消費者に対してGAPの制度についての幅広い周知をお願いするとともに、認証取得についての支援をお願いしたい。

農政課からのお知らせ

野焼きについてのお願い

近年、もみガラ等の焼却による付近の住宅等への影響についてのご意見が多く寄せられています。

野焼きについては法律や県条例により原則禁止ですが、農業を営むためにやむを得ない田畑でのもみガラ等の焼却については、生活環境に支障を及ぼさない範囲で、例外的に認められています。やむを得ず、田畑で焼却をする際は、以下の点に十分留意していただくようお願いいたします。

- 1 近くにお住まいの方へ事前に声かけをしてください。
- 2 近くに民家があるときは、風向きが民家のほうでないことを確認したうえで行ってください。
- 3 道路に面している田畑では、煙によって通行の妨げとならないよう管理をしてください。
- 4 火や煙はとても危険なので、野焼きをしているときは必ず近くにいるようにしてください。

なお、肥料の袋や家庭で発生したゴミなどを焼却することは、法律や県条例により禁止されており処罰の対象となりますので、絶対にしないでください。

箱わなを設置してアライグマの捕獲にご協力ください

1～3月はアライグマの繁殖期です。この時期にアライグマを放置すると、4～6月に親子で農産物を食害するようになるので、アライグマ捕獲従事者の方は、子どもが生まれる前に箱わなを設置して積極的な防除にご協力ください※。

川越市鳥獣被害防止対策協議会では、アライグマ捕獲従事者証をお持ちの方が捕獲したアライグマ等を回収処分しております。アライグマ等の有害鳥獣にお困りの際は、事務局（農政課）にご相談ください。

※狩猟免許又は従事者証をお持ちでない方が、箱わなを設置することは法律で禁じられております。川越市鳥獣被害防止対策協議会では年に数回、アライグマ捕獲従事者養成研修会を実施し、従事者証を交付しております。ぜひご活用ください。

収入保険制度をご存知ですか

農業の収入減少を補償する新たな制度である「収入保険制度」は、災害などによる収量減少だけでなく、農作物の価格低下や、農業者の傷病によるものなど、様々な収入減少が補償の対象となります。「収入保険制度」への加入には、青色申告をしていることが必要です。

なお、現行の農業共済等と同時に加入することはできません。詳しくは下記にお尋ねください。

【収入保険に関する問い合わせ】

NOSA | 埼玉 中部統括支所 Tel 235-8711

【青色申告に関する問い合わせ】

川越税務署 個人課税第一部門 Tel 235-9411



平成30年10月15日に川越市主催の収入保険制度説明会を開催

問い合わせ先

農政課 経営支援担当 市役所本庁舎 5階 224-5939 (直通)

農地を相続した場合は
「農業委員会への届出」
が必要です

農地の権利を相続等で取得した場合は、農業委員会にその旨を届出ることが義務化されています。農地の権利を取得された場合は、農地法第3条の3の規定による届出書のご提出をお願いします。届出書は農業委員会事務局の窓口にも、または川越市のホームページからダウンロードできます。

農地改良についての
お願い

農地改良後、作付けを行わず、雑草が繁茂しているケースや農地改良を目的としない行為が見受けられます。
農地改良とは、優良農地を作り、積極的に作付けを行うためのものです。なお、農地改良後、原則として三年以上農地として作付けする規定となっています。信頼のおける業者に依頼し、農地の保全に努めましょう。

全国農業新聞を購読しませんか？

【発行日】 毎週 金曜日
【購読料】 月 700円
【お申込み】 農業委員会事務局

TEL 2024-6134



農業者年金に
加入しませんか

- 保険料は全額社会保険料控除の対象
- 65歳から終身受給（繰り上げ受給も可能）

詳しくはお近くの農協、または農業委員会事務局におたずねください。

- あなたの老後生活への備えは十分ですか？
- 年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。
- 老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。

農業者年金 へは…



の方ならどなたでも加入できます。

永年表彰

平成30年10月31日、坂戸市入西地域交流センターにおいて、農業委員会入間地方協議会主催により開催されました「平成30年度農業委員会入間地方協議会表彰式及び研修会」において、石川秀夫会長が永年表彰を受けられました。今回の表彰は、農業委員として延べ9年在籍し、地域農業の発展等に寄与された功績が認められたものです。



協議会会長から表彰を受ける石川会長

農業者のご紹介

荒幡洋一さんは大東地区南大塚でもほり観光を行っているあらはた園を運営されています。

川越では昭和30〜40年代からいもほり観光が盛んで、大東地区でもその時代から親しまれてきました。



みんなで楽しいもほり



掘ったばかりのサツマイモ

あらはた園ではいもほりと共に蒸かし芋、バーベキュー、とん汁等が楽しめます。

シーズンとなる秋になると、荒幡さんの農園では幼稚園児や小学生などの子どもたちから町内会の旅行や慰安旅行で訪れる大人まで、老若男女、幅広い世代の方々が全国からいもほりなどを楽しみにやってきます。

農地の適正な管理をお願いします

耕作されていない農地に、雑草が生い茂って困っているといった相談が寄せられています。この様な状態は病害虫の発生や見通しが悪くなることにより起きる交通事故、ゴミの不法投棄の温床、また、火災の発生も懸念されます。このように周辺農地や近隣住民の方に大変な迷惑を及ぼすことが考えられます。

農地を遊休化させると、再び耕作可能な状態に戻すには、多大な労力、時間等が必要です。農地の所有者の方は、耕作をされない場合も定期的な耕うんや除草等を行い、農地の適正な管理をお願いいたします。

「ららこ」の「ららこ」 Farmer's Market が開催

平成30年12月2日、ウエスト川越にて、「ららこ」をうごてる Farmer's Market が開催されました。

当日は川越産農産物やその加工品、雑貨など川越の魅力を手にすることができイベントとなりました。



農委スポット情報では「農業に関する情報」を募集しています。地域のイベント・取組等がありましたら、農業委員会事務局までご連絡ください。